

退職金定期預金（夢えがく）に関する特約*

※2026年5月2日より新規取扱中止

退職金定期預金（夢えがく）（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いたします。

1. 取扱店

福井県内店舗・舞鶴中央支店（東舞鶴支店）

2. ご利用いただけるお客さま

1年以内に退職金をお受け取りになられた個人のお客さま

※他の金融機関にて退職金をお受け取りになられた場合も対象となります。

3. ご利用条件

- ・退職金のお受け取りから1年以内にお預入れいただくことが条件となります。
- ・新たなご資金でのお預入れに限ります。
- ・お1人さま1回のご利用に限らせていただきます。

4. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

5. 預入金額

100万円以上、1円単位（ただし、退職金お受け取り金額を上限とさせていただきます。）

6. 預入期間

3か月

- ・自動継続扱いの場合、満期日のお利息の受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れてご継続する方法があります
- ・普通扱いの場合、満期日以降にお客さまのお申し出により元金および利息を支払います。
満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ・自動解約扱いの場合、満期日に元金および利息をお客さまが指定した普通預金口座に自動的に入金します。（※総合口座通帳の場合、総合口座の普通預金に入金します。）

7. 適用金利

店頭表示利率+年0.8%（上乗せ金利）

※上記の上乗せ金利は当初お預入れ期間（3か月）のみの適用となり、自動継続後の適用利率は自動継続日のスーパー定期3か月ものの店頭表示利率となります。

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

自動継続扱いの場合、満期日到来後は、一般のスーパー定期として継続し、以後この預金としては取扱いいたしません。継続後の適用利率は、継続日における店頭表示利率となります。

8. お預入時に確認させていただく事項

【退職金のお受け取りの確認】

申込時に「退職金入金口座通帳」「退職所得の源泉徴収票」「退職金支払明細」等で退職金受取を確認できる資料をご提示いただきます。

9. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、上乗せ金利は適用されず、その利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

10. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

①ATMを利用したお預入れ

②インターネットバンキングを利用した取引（預入れ・払戻し・残高照会等）

11. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・総合口座取引規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上